

政令第 号

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令（令和二年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「まで」の下に「及び令和九年五月六日から同年十一月五日まで」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

都道府県等が作成する特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定状況を踏まえ、当該計画について特定複合観光施設区域整備法第九条第一項の規定により国土交通大臣の認定を申請することができる期間を定める必要があるからである。